

# 農山漁村振興交付金（地域活性化対策）実施要領

制定  
29農振第2262号  
平成30年3月28日  
農林水産省農村振興局長通知

## 第1 趣旨

農山漁村振興交付金実施要綱（平成28年4月1日付け27農振第2325号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）第2の1の（2）のアの（ア）の地域活性化対策の実施については、実施要綱及び農山漁村振興交付金交付要綱（平成28年4月1日付け27農振第2327号農林水産事務次官依命通知。以下「交付要綱」という。）に定めるところによるほか、本要領に定めるところによるものとする。

## 第2 事業内容等

実施要綱第2の1の（2）のアの（ア）の事業は、農山漁村の自立及び維持発展に向けて、地域住民が生き生きと暮らしていける環境の創出を行うためのきっかけをつくること及び農山漁村について広く知ってもらうことを目的とし、その事業の内容は、次のとおりとする。なお、具体的な事業内容、選定要件、交付率及び助成額は、別表に定めるところとする。

### 1 活動計画策定事業

- （1）アドバイザーを活用したワークショップ等を通じた地域の活動計画の策定
- （2）地域の活動計画に掲げられた取組の体制構築及び実証活動

### 2 人材活用事業

## 第3 事業実施主体

実施要綱第2の2の（1）の事業実施主体は、次に掲げる全ての要件を満たす地域協議会とする。

- 1 次に掲げる事項に関する協定（規約、規程など呼称を問わない。）を定め、地域協議会の全ての構成員が同意していること。

### （1）目的

### （2）構成員、事務局、代表者及び代表権の範囲

### （3）意思決定方法

### （4）解散した場合の地位の承継者

### （5）事務処理及び会計処理の方法

### （6）会計監査及び事務監査の方法

### （7）（1）から（6）までに掲げる事項のほか、運営に関して必要な事項

- 2 地域協議会の構成員に市町村を含んでいること。

## 第4 事業実施期間

実施要綱第2の3の事業実施期間等は、事業内容ごとに次のとおりとする。

### 1 活動計画策定事業

- (1) 農山漁村振興交付金（以下「振興交付金」という。）を交付する期間は、2年間とする。ただし、別表の具体的な事業内容欄の③の取組を計画し、かつ、同欄の(2)のイの取組において、事業を実施する地域が、別表の交付率及び助成額欄の(4)に掲げる地域のいずれかに該当する場合にあっては、3年間とする。

活動計画策定事業のうち第2の1の(1)の地域の活動計画の策定については、事業開始年度に完了することとし、そのための振興交付金を交付する期間は1年間とする。

- (2) (1)の振興交付金を交付する期間にかかわらず、第6の農山漁村振興推進計画及び第7の事業実施計画の承認を受けて活動計画策定事業を実施するための計画期間（以下「計画期間」という。）は、3年間とする。

なお、事業を開始した年度から起算して3年目は、振興交付金の交付期間内に行った取組を自立的かつ継続的な取組としていくものとする。

### 2 人材活用事業

活動計画策定事業と併せて実施できることとし、振興交付金を交付する期間は、活動計画策定事業の開始から3年間とする。

また、人材活用事業は、活動計画策定事業の計画期間内に完了することとする。

## 第5 事業の公募

次に掲げる者（以下「地方農政局長等」という。）は、農林水産省農村振興局長（以下「農村振興局長」という。）が別に定める公募要領により、事業実施提案書の公募及び選定を行うものとする。

- 1 事業を実施しようとする地域が北海道の区域内にある場合にあっては、農村振興局長
- 2 事業を実施しようとする地域が沖縄県の区域内にある場合にあっては、内閣府沖縄総合事務局長
- 3 事業を実施しようとする地域が2以外の都府県の区域内にある場合にあっては、農林水産省地方農政局長

## 第6 農山漁村振興推進計画

### 1 農山漁村振興推進計画の策定及び提出

実施要綱第3の農山漁村振興推進計画（以下「振興推進計画」という。）は、事業実施主体が、第5の事業実施提案書の選定を受けてから1か月以内に、別紙様式第1号により策定し、別紙様式第3号により地方農政局長等に提出するものとする。

### 2 策定に当たっての留意事項

振興推進計画の策定に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 第3の1の協定の内容を確認できる資料を添付すること。

- (2) 計画期間の全期間について策定すること。
- (3) 計画期間内の事業の実施によって実現しようとする目標を、第2の1の取組に対応するように、次のアからウまでに掲げる目標から選択した上で定めること。これに加えて、情報発信等による普及啓発に係る数値目標を定めること。なお、地域独自の目標を追加することもできることとする。
  - ア 都市と農山漁村の人々が交流するための取組に係る数値目標（交流人口等）
  - イ 都市住民が農山漁村に定住するための取組に係る数値目標（移住者数等）
  - ウ 農山漁村で暮らす人々が引き続き住み続けるための取組に係る数値目標（転出者数等）
- (4) (3)の目標の実現状況等を評価するための指標（以下「評価指標」という。）を目標ごとに複数設定すること。なお、評価指標については、農業体験や定住促進イベントなどの参加人数、子育て支援の取組の利用者数、SNSの記事の投稿回数等、目標に対応した定量的なものとなっていること。
- (5) 振興推進計画の目標及び評価指標の内容に対して取組の内容が妥当であること。

## 第7 事業実施計画

### 1 事業実施計画等の策定及び提出

#### (1) 事業実施計画

実施要綱第4の事業実施計画は、事業実施主体が、第5の事業実施提案書の選定を受けてから1か月以内に、別紙様式第2号により、計画期間の全期間について策定し、第6に定める振興推進計画と併せて地方農政局長等に提出するものとする。

#### (2) 年度別事業実施計画

実施要綱第4の年度別事業実施計画は、事業実施主体が、事業の開始年度の翌年度以降において、毎年度、事業の進捗状況、実績等を踏まえ、別紙様式第4号により策定し、別紙様式第5号により地方農政局長等に毎年度4月末までに提出するものとする。

#### (3) 地域の活動計画

第2の1の(1)の地域の活動計画は、別紙様式第14号により策定し、事業の開始年度の翌年度の4月末までに、(2)の年度別事業実施計画と併せて地方農政局長等に提出するものとする。

### 2 策定に当たっての留意事項

事業実施計画の策定に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 事業内容については、振興推進計画で定めた目標及び評価指標に対応した取組内容とすること。
- (2) 人材活用事業については、事業実施計画の提出と併せて本事業に従事する人材の履歴書等を添付すること。

## 第8 計画の承認

- 1 地方農政局長等は、第6の1及び第7の1により提出された計画の内容及び対象経費等を精査し、本要領によるほか実施要綱、交付要綱等に照らして適当であると認め

る場合には、これを承認するものとする。

2 地方農政局長等（農村振興局長を除く。）は、承認した計画について、農村振興局長に次のとおり報告するものとする。

（1）振興推進計画及び事業実施計画については、別紙様式第6号により、農村振興局長に報告するものとする。

（2）年度別事業実施計画については、別紙様式第7号により、農村振興局長に報告するものとする。

3 承認された振興推進計画、事業実施計画及び年度別事業実施計画について、次に掲げる重要な変更がある場合には、事業実施主体は第6の1及び第7の1に準じ、計画を提出するものとする。

（1）第2の1又は2の各事業の事業費の3割を超える増減

（2）第2の1又は2の各事業の事業実施主体又は事業実施期間の変更

（3）第2の1又は2の各事業の追加又は廃止

（4）別表の交付率及び助成額の欄の（4）に該当する地域における取組を実施する場合に当たっての事業実施地域の変更

## 第9 交付金交付決定前の着手

1 交付対象事業の着手は、原則として、国からの交付金交付決定通知を受けて行うものとするが、当該年度において、やむを得ない事情により、交付金交付決定前に着手する必要がある場合には、その理由を具体的に明記した農山漁村振興交付金交付決定前着手届を地方農政局長等に提出するものとする。

2 農山漁村振興交付金交付決定前着手届の提出に当たっては、別紙様式第8号の様式を参考とするものとする。

## 第10 助成

実施要綱第5の事業の実施に要する経費については、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、報酬、共済費、補償費、資材等購入費、機械賃料並びに研修手当とする。

なお、賃金等の人件費の算定に当たっては、補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について（平成22年9月27日付け22経第960号大臣官房経理課長通知）により行うものとする。

## 第11 事業の評価

実施要綱第6の交付対象事業に係る事業実施後の評価等については、次のとおり実施するものとする。

1 事業実施主体は、振興推進計画に定められた計画期間の目標の達成状況等について毎年度評価を行い、地方農政局長等に報告するものとする。

（1）事業実施結果の評価（以下「事業評価」という。）については、取組状況、事業実績、実施体制等を踏まえ、目標の達成状況等について総合的に行うものとする。

（2）事業評価の報告は、別紙様式第9号及び第10号により、事業開始年度の翌年度以

降、毎年度5月末までに行うものとする。

- 2 1により報告を受けた地方農政局長等は、事業評価の内容を評価するものとする。  
なお、地方農政局長等は、当該事業評価の内容を評価するに当たり、有識者で構成する第三者機関を設置し、意見聴取を行うものとする。当該第三者機関は、当該事業評価の内容について、評価及び検証を行い、別紙様式第11号により、地方農政局長等に報告するものとする。
- 3 地方農政局等は、2により行った事業評価の評価の結果を公表するものとする。また、地方農政局長等（農村振興局長を除く。）は、評価の結果を農村振興局長に報告するものとする。
  - (1) 評価の結果の報告は、別紙様式第12号により、速やかに行うものとする。
  - (2) 評価の結果等の公表については、地方農政局等のホームページ等において行うものとする。
- 4 地方農政局長等は、目標の達成状況が低調な事業実施主体に対して重点的な指導、助言等を行うとともに、その結果を3の(2)により公表するものとする。  
なお、目標の達成状況が低調である場合とは、次に掲げる(1)又は(2)のいずれかに該当する場合をいうものとする。
  - (1) 振興推進計画に定める計画期間において、同計画で定めた目標の達成率が3年連続して70%未満となった場合又は単年度で50%未満となった場合
  - (2) 事業実施計画に定めた取組内容と事業実績を比較し、評価の結果において、取組内容の達成率が50%未満となった場合

## 第12 完了報告

事業実施主体は、第8の1により地方農政局長等が承認した事業実施計画に基づく全ての事業が完了したときは、別紙様式第13号により、全ての事業が完了した年度の翌年度の5月末までに地方農政局長等に報告するものとする。

## 第13 事業の状況報告

事業実施主体は、事業の遂行状況について地方農政局長等から報告を求められたときは、速やかにその状況を報告しなければならない。

## 第14 収益納付

実施要綱第7の収益納付は、次のとおりとする。

- 1 収益納付の対象となる収益の生ずる期間は、事業完了の翌年度以降の5年度の期間とする。
- 2 納付すべき収益の額は、原則として毎年度生ずる収益の取得までに交付された交付金額をそれまでに交付対象事業に関連して支出された経費の総額で除した値に、当該収益の額を乗じた額とする。ただし、その上限は、交付された交付金の総額とする。

## 附 則

- 1 この要領は、平成30年4月1日から施行する。

- 2 この要領の施行に伴い、農山漁村振興交付金実施要領（平成28年4月1日付け27農振第2326号農林水産省農村振興局長通知）は、廃止する。
- 3 2の通知によって平成29年度までに着手した事業については、なお従前の例により取り扱うものとする。